

■「税を考える週間」無料税務相談

東北税理士会長井支部では、「税を考える週間」にあわせて無料税務相談を行います。事前に電話での予約をお願いします。

開催日	担当税理士	場所
11月11日 (木)	金田和夫 ☎88-9159	長井市税理士法人 長井市館町南10-57
	須貝周一 ☎84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町14-29
	渡邊美津夫 ☎87-0057	渡邊美津夫税理士事務所 長井市台町4-8
	仁科孝 ☎88-5601	仁科孝税理士事務所 長井市台町23-20-1
11月15日 (月)	小関悠司 ☎87-3777	小関悠司税理士事務所 白鷹町大字菖蒲1-3
	長沼安義 ☎72-2400	長沼安義税理士事務所 飯豊町大字椿3596-3
	海老名信乃 ☎85-4548	海老名信乃税理士事務所 白鷹町大字十王3740
	坂本英俊 ☎080-5570-6903	坂本英俊税理士事務所 長井市台町4-8
	奈良崎幸司 ☎84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町14-29
	大嶋雄生 ☎87-1415	大嶋雄生税理士事務所 小国町大字河原角162-1

※相談時間は、10:00～15:00です。

■紅花栽培地への堆肥導入を支援します

「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部では、令和4年度の紅花生産量の拡大と紅花栽培に適した土壌づくりを進めることを目的に、紅花耕作地堆肥導入支援事業を行います。

《内容》

▼紅花栽培面積10aあたり4トンの熟成堆肥(牛)を無料で支援します。

▼ご指定の場所(2トングンプで運搬可能場所)まで堆肥をお届けします。散布は各自でお願いします。

●申込期限 11月1日(月)

●対象者 町内にお住まいの方で、町内で紅花を栽培し、令和4年度に山形県紅花生産組合連合会へ出荷される団体または個人

【申し込み・問い合わせ】

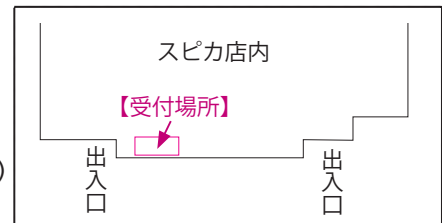
「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部 事務局(商工観光課観光交流係)
☎85-6126

マイナンバーカードの申請受付をスピカの店内で行います

お買い物のついでに、マイナンバーカードの申請をしてみませんか？

- 期間 10月25日(月)～10月31日(日)
- 時間 月～金曜日 午後3:00～午後6:00
土・日曜日 午後2:00～午後5:00
- 申請受付場所 スピカ店内(ゲームコーナー西側の休憩スペース)
- 次のものをご持参いただくと申請できます。

- ①本人確認書類(運転免許証など顔写真付きの身分証明書)
※顔写真付きのものがない方は、健康保険証・医療受給者証・年金手帳など2点(学生の場合は学生証+健康保険証など)
- ②通知カード(右記参照)
- ③マイナンバーカード申請書
→通知カードの下の部分(右記参照)か、今年の1月～3月頃に封書で送付された申請書
※一部対象者を除く(対象者についての詳細はお問合せください)



【通知カード(緑色)】

【申請書(白色)】

※新型コロナウイルス感染対策としてマスクの着用をお願いします。

※マイナンバーカードの交付申請を希望する町内の企業や地域団体等に町職員が出張し、申請に必要な“顔写真撮影”や“申請手続き”のサポートを行います。希望する場合は、町民課戸籍年金額 ☎85-6129 にご連絡をお願いいたします。

※期日前投票期間中、10月25日(月)から29日(金)まで中央公民館町民ラウンジでも行います。(午後5時15分～午後8時)

■白鷹町産業フェア2021 中止のお知らせ

11月7日(日)に開催を予定しておりました「白鷹町産業フェア2021」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とさせていただきます。

また、これに伴い、広報しらかたか8月号にて取扱事業所の募集を行いました飲食店などにか

かる割引券の配布についても中止とさせていただきます。
ご理解のほどよろしくお願い致します。

【問い合わせ】

白鷹町産業フェア2021実行委員会事務局(商工観光課内)
☎87-10696

■「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は、住民の皆さんと行政機関等とのパイプ役です。様々な困りごと、苦情、要望をお気軽にご相談ください。相談は無料・秘密厳守です。

●いつ 10月27日(水)

午後1時30分～3時30分

●どこで 中央公民館 2階

会議室A

▼行政相談パネル展

10月25日から29日まで中央公民館ラウンジにて行政相談の取り組み例などを展示します。

【問い合わせ】

総務省
山形行政監視行政相談センター
☎023-1632-3113
町民課くらし環境係
☎85-16131

《担当行政相談委員》

・田中恵治 委員
☎85-4120
・大村奈保子 委員
☎85-2085

令和3年度福祉サービスの申請はお済みですか？

☑心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

障害者手帳をお持ちの方に、タクシー等利用券を交付します。

●内容 福祉タクシー券(690円×12枚綴)を年間1冊交付。人工透析のための通院の方は、2冊。(交通費助成を受けている方を除く)

●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級の方(ただし、下肢機能障害は1～4級の方)
- ・療育手帳A、Bの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方

すでに利用券をお持ちの方は、
ぜひ今年度中にご利用ください！

☑人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

●対象者 じん臓機能障がいの身体障害者手帳があり、人工透析を受けるために通院している

所得税非課税の方(生活保護法による助成や、医療機関の無料送迎を受けている方を除く)

※心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用不可。

●助成額 自宅から医療機関までの往復距離により次の通り

▽20km未満 月額3,000円

▽20km以上30km未満 月額4,000円

▽30km以上 月額5,000円

☑在宅酸素療法者支援事業

医師の処方により在宅酸素療法を行なっている方に、酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

●助成額 呼吸器機能障がいの身体障害者手帳3級または4級を所有している方は月額1,600円、それ以外で所得税非課税の方は月額800円

※その他の福祉サービスのご案内は、「広報しらかたか」5月号の14～15頁をご覧ください。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係 ☎86-0111